

## 議員提案趣旨説明

**藤元議員** それでは、議案第54号、オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書案について、堤議員の賛同を得て提案させていただきました。趣旨説明については、本文を朗読して説明に代えさせていただきます。オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書案。本議会は、米軍戦闘機の低空飛行訓練に関し、住民の命と暮らしを守る立場から過去にも低空飛行訓練の中止を求める意見書を関係機関に提出してきた。しかし、その後の事態は依然として変わりなく、相変わらず米軍による低空飛行訓練が続けられている。特に、本町上空を含む海部郡上空は、米軍によりオレンジルートと呼ばれる訓練空域に勝手に指定され、低空飛行訓練が集中してやられている。航空法により、人口密集地上空での飛行については300メートル以上、それ以外では150メートル以上と定められており、1999年の日米合同委員会において米側もその制限高度を守ることに合意している。しかし現実には、轟音とともに住宅地上空を超低空で飛行する米軍戦闘機が全国各地で目撃されており、住民から不安の声が寄せられている。こんな中、沖縄に配備が計画されている米軍新型輸送機MV22オスプレイがオレンジルートでの低空飛行訓練を行うことが明らかになった。オスプレイは米国内で未亡人製造機と言われるほど開発段階から事故が多いことで知られている軍用輸送機であり、日本では当たり前のエンジン停止時、安全に着陸できるオートローテーション機能を有していない。また、米軍の訓練計画では夜間も含め地上60mから150mの超低空飛行訓練が予定されている。従って、オスプレイは、安全面でも日本の空を飛ぶ資格を有していない航空機であると言えるし、計画されている低空飛行訓練は、最初から日本の国内法を無視しなければ成り立たないものである。従来、米軍戦闘機低空飛行訓練に加え、日本の法律、日米合意を無視した超低空飛行訓練を前提とするオスプレイの配備と訓練は、住民の命と暮らしを守る立場から到底容認することは出来ない。よって、本議会は、政府に対しオスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を米国政府に強く求めるよう要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年9月19日、徳島県海部郡牟岐町議会。提出先として、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長。以上、審議をよろしくお願いいたします。

**丸山議員** 議案第55号、徳島地方並びに家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書案につきまして、一山議員の賛同を得まして提案させていただきました。趣旨説明につきましては、本文を朗読して説明に代えさせていただきます。裁判所はいうまでもなく国家の立法、行政に対応する三権のひとつである司法権を担う機関であり、司法権の行使を通して紛争解決を図り、社会正義を実現させる極めて重要な役割を負っている。現代社会は、社会経済の高度化・グローバル化や規制緩和が進み、その結果、格差や貧困が拡大し、その歪みが自殺、過労死、多重債務、人権侵害、消費者事件、虐待など様々な面に出現している。このような状況において、司法の役割はますます増大し、その中核を担う裁判所の存在意義もさらに重要性を増している。社会における裁判所の必要性は、大都市部であれ地方部であれ、何ら異なるものでなく、人口の多寡、交通環境の良否、地域性などに左右されることなく、どこにいても同様に裁判所のサービスを楽しむことができるようにすべきであることは言をまたない。しかしながら、徳島県南部の司法を担う徳島地方・家庭裁判所阿南支部では、裁判官が常駐しておらず、そのため開廷日が週3回に限られており、さらに徳島家庭裁判所牟岐出張所にあってはわずか月1回しか開廷日がなく、地域住民の裁判を受ける権利が著しく損なわれている状況が続いている。ことにこの状況は、離婚事件、相続事件といった家事事件に顕著である。すべからず住民が、裁判所の提供する司法サービスを楽しむ、基本的人権が尊重され、公正な紛争解決が迅速に図られる社会を構築することは、きわめて重要な国の責務である。よって、国においては、すみやかに徳島地方並びに家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐を実現させ、開廷日を大幅に増加させるとともに、徳島県南域の司法機能強化のため、徳島家庭裁判所牟岐出張所や阿南支部管内の簡易裁判所を含め、支部管内における裁判所機能を充実強化するよう強く要望するものであります。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成24年9月19日、徳島県海部郡牟岐町議会、提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、最高裁判所長官でございます。ご審議よろしく申し上げます